

地 補 第 4 1 3 4 号
2 0 . 3 . 3 1
一部改正 防地補第16097号
2 7 . 1 0 . 8
一部改正 防地補第1707号
令和元年5月31日
一部改正 防地補第5618号
令和2年3月31日
一部改正 防地補第20627号
令和2年12月28日
一部改正 防地在第7304号
令和5年3月29日

各 地 方 防 衛 局 長 殿

地 方 協 力 局 長

漁業補償等処理事務費の執行について（通知）

標記について、駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限など並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号）第28条及び自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第29条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、施本施第484号(CFN)(平成6年8月26日)は平成20年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

漁業補償等処理事務費の取扱いについて

自衛隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）が行う訓練等のための制限水域設定及び自衛隊及び駐留軍の施設の整備に伴い漁業権等を消滅させる漁業補償契約交渉（以下「制限水域設定等」という。）並びに自衛隊及び駐留軍関係制限水域に係る演習通報及び漁業補償に係る資料の収集等（以下「演習通報等」という。）に必要とする経費で立替払ができるもの及び漁業協同組合等からの請求により支出することができるもの（以下「漁業補償等処理事務費」という。）の取扱いは、下記によるものとする。

記

- 1 漁業補償等処理事務費のうち、立替払ができる経費で、制限水域設定等に必要とするものは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、いずれも真にやむを得ない場合で、かつ、立替払を行わなければ執行できない場合に限る。
 - (1) 有力者等が一部の反対者等を説得するために行う説明会会場借上料
 - (2) 前号の説明会における食事代又は茶菓代
 - (3) 一部の反対者等の説得に尽力した有力者等に対する土産品の購入に要する費用又は報労金

- 2 漁業補償等処理事務費のうち、漁業協同組合等からの請求により支出することができる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、いずれも国において負担することが相当と認められる経費に限る。
 - (1) 漁業協同組合等の制限水域設定等のための組合総会等開催経費（通信連絡費及び組合総会出席者の日当相当額等）
 - (2) 漁業協同組合等による演習通報並びに漁業補償に係る資料の収集、漁業者に対する業務指導及び漁業者に対する国の意思伝達に要した経費（日当、会議費、通信運搬費及び消耗品費）

- 3 漁業補償等処理事務費の予算科目は、（項）防衛力基盤強化推進費（目）防衛施設安定運用業務庁費（目の細分）防衛施設補償等業務庁費とし、漁業補償等処理事務費の執行は、支出負担行為計画の示達内訳において漁業補償等処理事務費として制限水域設定等に要する経費及び演習通報等に

要する経費と明示された予算額の範囲内に限る。ただし、制限水域設定等に要する経費を、演習通報等に要する経費に充て執行することは、これを妨げない。

4 漁業補償等処理事務費のうち、立替払ができる経費を執行しようとする職員（職員が2人以上の場合にあっては、主任となる職員。以下「担当者」という。）は、別紙様式第1による漁業補償等処理事務費支出伺書を作成し、地方防衛局にあっては地方防衛局長、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下同じ。）にあっては地方防衛支局長、地方防衛事務所（郡山、宇都宮、舞鶴、岐阜、玉野各防衛事務所を除く。以下同じ。）にあっては地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）の承認を得た場合に限り、当該金額の範囲内において当該経費を執行することができる。

5 担当者は、前項の漁業補償等処理事務費を執行した場合には、別紙様式第2による漁業補償等処理事務費精算書（以下「精算書」という。）により、直ちに地方防衛局長等に対し、当該経費の確認を受けるものとする。この場合において、精算書には、支払に係る相手方若しくは物品購入先の領収書又は別紙様式第3による支払証明書（支払証明者は、北海道、北関東、南関東、九州及び沖縄各防衛局にあっては管理部長、東北、近畿中部及び中国四国各防衛局にあっては企画部長、地方防衛支局にあっては地方防衛支局長、地方防衛事務所にあっては地方防衛事務所長とする。以下「管理部長等」という。）を添付するものとする。

6 担当者は、前項の規定による精算書の確認を受けた後、官署支出官（帯広防衛支局及び地方防衛事務所にあっては、資金前渡官吏）に対して当該経費の請求を行うものとする。

7 漁業補償等処理事務費のうち、立替払ができる経費の執行基準単価は、次のとおりとする。

(1) 会場借上料	1回	5,000円以内
(2) 食事代	1人1回	1,000円以内
(3) 茶菓代	1人1回	500円以内
(4) 土産品の購入に要する費用	1人1回	3,000円以内
(5) 有力者等に対する報労金	1人	10,000円以内

- 8 漁業補償等処理事務費のうち、漁業協同組合等からの請求により支出することができる演習通報等に要する経費の執行に当たっては、別紙様式第4による演習通報等協力依頼書により関係漁業協同組合等に依頼し、相手方から別紙様式第5による演習通報等協力受諾書を提出させるものとする。
。

- 9 地方防衛局長等は、漁業補償等処理事務費を執行した場合には、遅滞なく別紙様式第6による漁業補償等処理事務費執行状況報告書により地方協力局長に報告しなければならない。

別紙様式第1

漁業補償等処理事務費支出伺書

		第 号	
決 議	令和 年 月 日	発 議	令和 年 月 日
支 給 担 当 者 官 職 氏 名			
件 名			
支 給 目 的			
支 給 相 手 方 氏 名 住 所			
支 給 予 定 額	¥		
支 給 予 定 年 月 日	令 和 年 月 日		
使 途 内 訳			
支 給 理 由			
備 考			

支給相手方氏名	住 所	支給予定額	支給予定 年 月 日	使途内訳及び 支 給 理 由
合 計 名	計			

別紙様式第2

漁業補償等処理事務費精算書

第 号

決 議	令和 年 月 日	発 議	令和 年 月 日
伺書決議年月日	令和 年 月 日	伺書番号	第 号
支 給 担 当 者 官 職 氏 名			
件 名			
支 給 目 的			
支 給 相 手 方 氏 名 住 所			
支 給 額	¥		
支 給 年 月 日	令 和 年 月 日		
使 途 内 訳			
支 給 理 由			
添 付 書 類			
備 考			

支給相手方氏名	住 所	支 給 額	支 給 年 月 日	使途内訳及び 支 給 理 由
合 計 名	計			

別紙様式第3

支 払 証 明 書

一金 円也

ただし、漁業補償等処理事務費

上記のとおり支払ったことを証明する。

令和 年 月 日

支払証明者 官 職 氏 名

担 当 者 官 職 氏 名

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防 衛 局 長
東海防衛支局長

演 習 通 報 等 協 力 依 頼 書

貴職におかれましては、平素から当局の業務に御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、令和 年度における制限水域の演習通報業務等につきまして、関係漁業者の一層の御理解と御協力を頂き、円滑な事務処理を図りたく、演習通報業務等に関し、下記事務の御協力を得たく依頼いたします。

つきましては、本件に異議がなければ、同封の演習通報等協力受諾書に記名押印して送付願います。

記

- 1 漁業者（漁業協同組合連合会にあっては組合）への演習通報
- 2 漁業補償に係る資料の収集
- 3 漁業補償に係る漁業者（漁業協同組合連合会にあっては組合）に対する業務指導
- 4 漁業者（漁業協同組合連合会にあっては組合）に対する国の意思伝達及び説明

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

組合等住所
氏名又は名称 印

演習通報等協力受諾書

文書番号（令和 年 月 日）をもって依頼を受けたことについては異議なく、受諾する。

別紙様式第6

漁業補償等処理事務費執行状況報告書

令和 年 月 日現在
局 名

項目別 事項		制限水域設定 等に要する経費		演習通報等 に要する経費			合計	
示 達 済 額							円	
前回までの執行済額							円	
今回の執行済額							円	
差 引 残 額							円	
今回の執行済額内訳								
事案名								
項 目 内 訳	制限水域設定等に要する経費						演習通報 等に要す る経費	合 計
	会場借 上料	食事代 茶菓代	土産品の購入 に要する費用	有力者等に 対する報労金	組合総会等開催 経費の一部負担	計		
金 額								円
事案名								
項 目 内 訳	制限水域設定等に要する経費						演習通報 等に要す る経費	合 計
	会場借 上料	食事代 茶菓代	土産品の購入 に要する費用	有力者等に 対する報労金	組合総会等開催 経費の一部負担	計		
金 額								円